

ほけんだより No.1

法光院こども園 令和5年度 5月10日 発行

新年度が始まり、1ヶ月が経ちました。新しい環境に慣れてきて疲れが出やすく、体調を崩しやすい時期であります。子ども達の様子で少しでも気になることがありましたらお知らせ下さい。

保護者の方と連絡を密にし、子ども達の健康に配慮していきたいと思います。

こども園でも引き続き感染症対策を徹底し、子ども達が安心して楽しく過ごせるように取り組んでいきたいと思います。

【感染症について】

集団生活の中で感染症になることがあります。感染症の疑いがある場合は、早めの受診をお願いします。出席停止になる病気や登園届け、予防接種につきましては別紙をご覧下さい。

○登園届…乳児組は配布しますのでご家庭で保管をお願い致します

幼児組は子どものお帳面に挟んであります

※使用したり紛失した場合はお声掛けください

○予防接種…接種後は重い副反応出ないか様子を見ましょう。その後はゆっくり過ごしましょう。

予防接種を受けましたらお知らせ下さい。又、接種後の体調の変化で気になることがありましたら伝えてください。園でも様子を見ていきます。

【薬の投与について】

こども園では原則、薬の投与を控えさせていただいています。

診察を受けるときに、お子様が保育園に在園していることをお伝えください。その上で投与の必要がある場合は1回分のみお受け致します。

なお、万全を期する為、「お薬依頼書」に必要事項を記入していただき、薬と処方箋を添付して必ず職員に手渡して下さい。

お薬依頼書

記入のうえ、保育者に薬と一緒に渡してください。解熱剤、市販の薬はお預かり致しかねます

法光院こども園

依頼日	年	月	日
クラス (もも組 うめ組 さくら組 きく組 あおい組)			
児童名 保護者名			
病名	病院名	病院での処方日 年 月 日	
薬の内容 ・抗生素 ・下剤止め ・咳止め ・鼻水 ・外用薬(塗薬・点眼)			
晨食前	時	水薬	・ 粉薬
晨食後	時	水薬	・ 粉薬
おやつ前	時	水薬	・ 粉薬
おやつ後	時	水薬	・ 粉薬
備考			
受付保育士	投与保育士		

感染症にかかる時のお願い

法光院こども園 園長 三好東洋

お子様が、下記の「感染症の一覧」に記載された感染症にかかる場合は、他のお子様に感染する恐れがありますので、速やかに医師の診断を受け、ご家庭で保育して頂きますよう宜しくお願い致します。

尚、登園にあたりましては「感染症の一覧」に従い別紙の登園届けを必ずご提出頂きますよう宜しくお願い致します。

【A 登園停止が必要な感染症】

病名	登園停止期間のめやす
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱後3日経過していること
百日咳	特有の咳が消失していること。又は抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
はしか(麻疹)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	耳下腺、顎下線、舌下線の腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水ぼうそう(水痘)	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
ブル熱(咽頭結膜熱)	発熱、咽頭痛、結膜炎等の主要症状が消退した後、2日を経過するまで
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
コレラ・細菌性赤痢、腸チフス 等	医師により感染の恐れがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症(0157)	医師により感染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められるまで
	・発症した後、5日を経過し、かつ解熱後、症状軽快から24時間経過していること
コロナウイルス感染症	・無症状の場合、検体採取日を0日目として5日を経過していること (身近に陽性者がいる場合、濃厚接触者の取り扱い停止に伴い、登園停止の必要はありません)

【B 条件によっては登園停止の措置が必要と考えられる感染症】

病名	再登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間が経過していること
ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化したとき
手足口病、ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
りんご病(伝染性紅斑)	全身状態が良いこと
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
流行性嘔吐下痢症(ノロ、ロタ)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症	下痢が治まり、全身状態が良好なら登園は可能
急性細気管支炎(RSウイルス感染症)	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好なら登園は可能
EBウイルス感染症 サイトメガロウイルス感染症	解熱し、全身状態が良好なら登園は可能
単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は、普通に食事がとれば登園は可能
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮(かさぶた)化すれば登園は可能
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと

【C 通常、登園停止の措置は必要ないと考えられる感染症】

病名	留意事項
アタマジラミ症	頭髪に直接接触、体や頭を寄せ合うこと、寝具やタオル・ケシの共用により感染するので注意する
疥癬	手に比較的多くのヒゼンダニがあり、手を介して感染することもあるため、日常的に手洗いの励行等の一般的な予防法を実地すること
水いぼ(伝染性軟属腫)	皮膚と皮膚が接触することにより感染する可能性がある。このため、水いぼを衣類・包帯・耐水性ばんそうこう等で覆い、他の子どもへの感染を防ぐ
とびひ(伝染性膿痂疹)	患部を外用薬で処置し、浸出液が染み出ないようにガーゼ等で覆ってあれば登園は可能。患部を搔くことで悪化したり他の人と触れたりすることがあるので水遊びや水泳は治癒するまでやめておく
B型肝炎	最も効果的な感染拡大防止策はHBワクチンの接種である。又、定期接種の対象でない子どもについても、HBワクチンの接種を済ませておくことが重要

こども園における感染症の登園基準

- * こども園は集団生活のため、様々な感染症が流行します。お子様自身の回復のためにも、また周りに感染させないためにも、かかりつけ医の許可が出てから登園をお願い致します。
- * 登園にあたりましては別紙の登園届の提出をお願い致します。

医師の登園許可証が必要な感染症

病名	登園の基準（めやす）
インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、解熱した後2日を経過している状態 (乳幼児においては、3日経過している状態)
水ぼうそう	全ての発しんが、痂痕（かさぶた）化している状態
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下線、舌下線の腫れが出てから、5日経過し、また全身の状態が良好になっている状態
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血などの主な症状が消失した後、2日経過している状態
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失した状態
麻しん	発しんに伴う発熱が解熱後、3日を経過している状態
風しん	発しんが消失している状態
百日咳	特有の咳が消失した状態、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了している状態
結核・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス	医師により感染の恐れがないと認められた状態
腸管出血性大腸菌感染症 (0157・026・0111など)	
急性出血性結膜炎	
侵襲性膿膜炎菌感染症 (膿膜炎菌性膿膜炎)	

※令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、登園基準が変更していますのでご確認ください。

コロナウイルス感染症 (令和5年5月8日 現在)	• 発症した後、5日を経過し、かつ解熱後・症状軽快から24時間経過している状態 • 無症状の場合、検体採取日を0日目として5日を経過した状態 (身近に陽性者がいる場合、濃厚接触者の取り扱い停止に伴い、登園停止の必要はありません)
-------------------------------------	--

「医療機関用」

登園許可書

法光院こども園 園長

園児氏名 _____

(年 月 日 生)

(病名) 該当疾患に(○印)をお願いします。

	インフルエンザ
	麻疹（はしか）
	水痘（水ぼうそう）
	風しん
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	咽頭結膜熱（プール熱）「アデノウイルス症候群」
	流行性角結膜炎 「アデノウイルス症候群」
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（0157、026、0111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	その他 ()

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印

*かかりつけ医の皆さまへ

お手数おかけ致しますが、こども園は、乳幼児が長時間生活する場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願い致します。

*保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際に、この「登園許可書」をこども園に提出してください。

「保護者用」

登園届（保護者記入）

法光院こども園 園長

園児氏名 _____

(年 月 日 生)

(病名) 該当疾患に(○印)お願いします。

	手足口病 ・ ヘルパンギーナ
	溶連菌感染症
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	RS ウィルス感染症
	伝染性紅斑 (リンゴ病)
	突発性発疹
	帯状疱疹
	マイコプラズマ肺炎
	伝染性膿痂疹 (とびひ)
	伝染性軟屬腫 (水いぼ)
	その他 ()

(医療機関名) _____

年 月 日 受診において、病状が回復し、集団生活に支障がないと
判断されましたので 年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者氏名 _____ 印 (またはサイン) _____

* 保護者の皆さんへ

お手数をお掛け致しますが、こども園は、乳幼児が集団で生活を共にする場です。子どもたちが快適に生活できるよう上記の感染症については、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入、提出をよろしくお願い致します。